

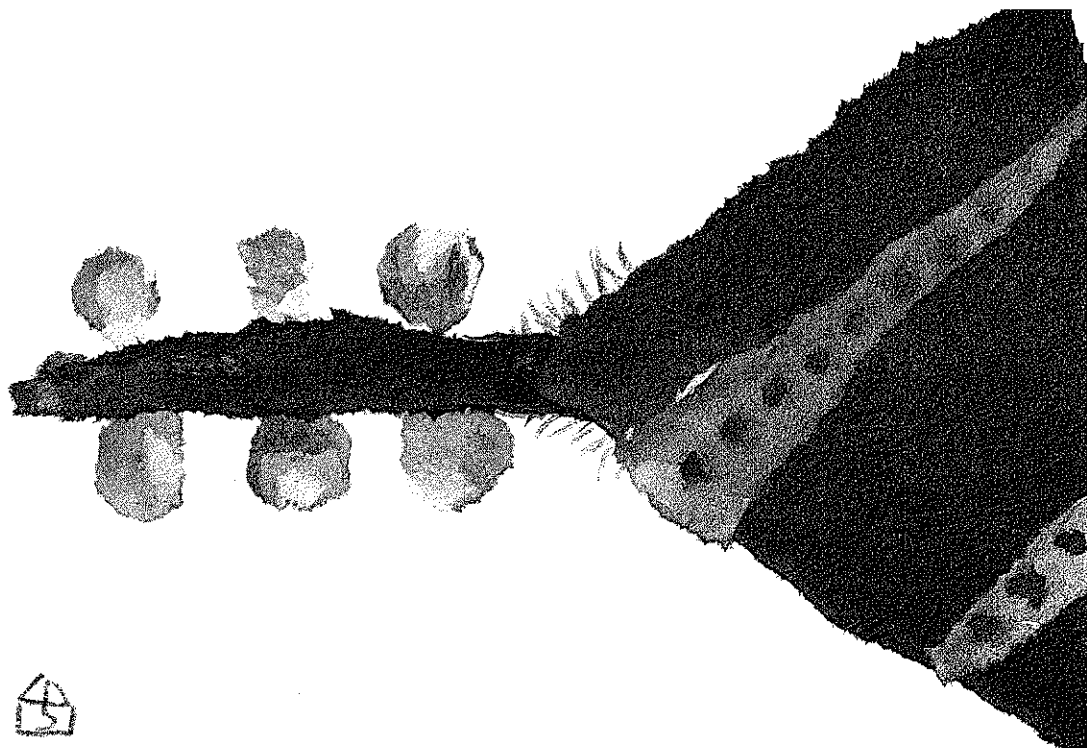
# 生活と福祉

LIFE AND WELFARE

5

MAY  
2003

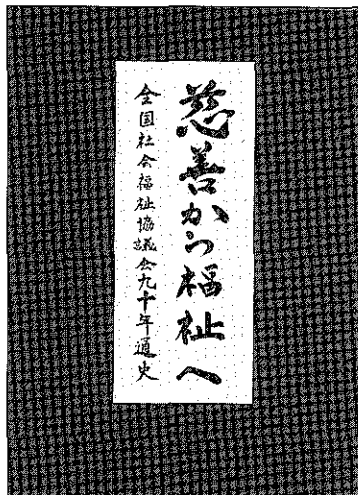
No.566



慈善から福祉へ

# 全国社会福祉協議会 九十年通史

- B5判/536頁
- 定価 本体6,000円(税別)
- 2003年3月発行



「慈善事業」からはじまった我が国の福祉の歴史の中で、その時代ごとの社会変化に応じて組織の態様を変え、福祉の推進に役割を果たしてきた全国社会福祉協議会。

本史料は、本会の前身である中央慈善協会が明治41年に発足してから数えて90年という節目を記念して作成したものです。

生活困窮者の救済、社会事業の組織的拡大、福祉政策充実への国家的な取り組みなどを経て、現在の「利用者のサービス選択」や「サービス提供者との対等な契約による福祉」をめざすまでになったわが国の福祉の歴史的動向と、その情勢を敏感に反映しながら変遷・発展してきた本会の歴史を重ねながら編纂。

わが国独自の民間社会福祉の歩みを知る上で必読の書です。

## 第一部 近代日本の成立と社会事業

- 1 中央慈善協会設立の胎動
- 2 中央慈善協会の発足
- 3 慈善事業から社会事業へ
- 4 社会事業協会の法人化

## 第二部 救護法から社会事業法へ

- 1 救護法の制定
- 2 中央社会事業協会の発展
- 3 厚生省の創設と軍事援護団体

## 第三部 ラフ援助物資と共同募金の開始

- 1 日本社会事業協会の発足
- 2 中央社会福祉協議会の設立
- 3 社会福祉の発展
- 4 日本社会事業大学の発展
- 5 中央福祉学院への歩み
- 6 社会福祉ナショナルセンターの整備
- 7 共同募金運動の展開
- 8 国際社会事業会議

## 第四部 経済成長と社会福祉

- 1 社会福祉の普遍化
- 2 社会福祉改革と介護保険の導入
- 3 全国社会福祉協議会の基盤整備
- 4 アジアへの福祉支援活動
- 5 国際社会福祉活動への参画
- 6 種別協議会等の活動

## 資料編

『福祉の本 出版目録』  
ホームページアドレス  
<http://www.fukushinohon.gr.jp>

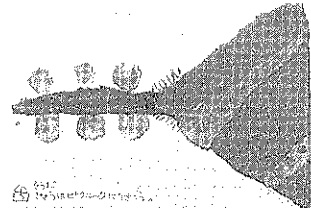
●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●

社会福祉法人 千100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
全国社会福祉協議会 注文用 FAX.03(3581)4686 TEL.03(3581)9511  
出版部 注文用 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

# 生活と福祉

No.566  
May 2003

5



今月の表紙 「そうだ。きょうはびくにつくにいこう」

さとなかちえさん

(東京コロニーアートビリティ登録作品より)

アートビリティ(旧称：障害者アートバンク)は、これまでの障害者芸術運動とは異なり、障害者アーティストのもつ才能を活用することで、所得面を中心に社会参加を促そうという新しい試みです。

現在、登録作家約400名、登録作品数4,000点、使用点数約380点と年々その数は拡大してきています。

## CONTENTS

### 巻頭言 やさしさと健やかさに満ちた市民のまちをめざして

仙台市健康福祉局長 山浦 正井……………2

### 特集Ⅰ 平成15年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

- 第59次生活保護基準の改定……………3
- 実施要領の改正……………3
- 医療扶助及び介護扶助の運営……………4
- 保護施設の整備運営について(保護施設通所事業の改正等)……………9

### 特集Ⅱ 平成15年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局保護課生活保護監査指導室

- 生活保護指導監査方針……………10
- 保護施設に係る指導監査方針……………24

水 脈……………30

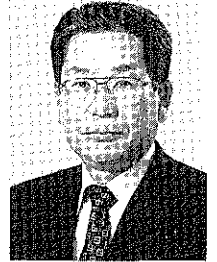
Webサーチ・詰碁・編集後記……………32

# 巻頭言

## やさしさと健やかさに満ちた 市民のまちをめざして

仙台市健康福祉局長

山浦 正井



「杜の都」 仙台は四季折々に魅力的な表情を見せるが、五月はそのなかでも一番素晴らしい季節といえる。仙台城址の青葉山一帯や仙台を代表する「定禅寺通り」「青葉通り」などの街路樹の緑も春の陽射しに輝き、藩祖伊達政宗ゆかりの「青葉まつり」でのすずめ踊りの囃子の音も耳に心地よい。

古くは、藩政時代の屋敷林や寺社林、加えてこれらに連担する周辺の里山によって形づくられた景観に由来するといわれる緑豊かな「杜の都」も、都市化の進展に伴う道路や高層ビルの整備、そして住宅団地の形成などにより、貴重な都市イメージが年々失われていくなか、その再生と新たな「杜の都」の創造に向けて、市を挙げて「百年の杜づくり」プロジェクトに取り組んでいる。

本市では、いま、超高齢化や人口減少時代の到来、地球規模での環境・資源問題の広がり、そして価値観や地域社会の変容など今後想定されるさまざまな課題に対応しそれら乗り越えていくため、二十一世紀の中葉に到達すべき都市像として、

「やさしさと健やかさに満ちた市民のまち」―やすらぐまち―  
「地球環境時代を先導する悠久の杜の都」―うるおう杜―  
「地球的交流の要となる新しい中枢都市」―にぎわう都―  
「未来を創造する世界の学都」―かがやく人―  
の四つを掲げ、精力的な都市づくりを進めている。

私どもの関わる保健福祉分野においては、昨年来策定を進めてきた「障害者保健福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」が今年度よりスタートする。特に、支援費制度導入の年にあたり、障害者福祉においてはその円滑な運営はもとより、高機能自閉症やLD、ADD等の新たな障害への対応も視野に入れながら、介護・子育ての社会化の促進により家族支援等にも力を傾注していきたい。

自己選択・自己決定と地域での生活への支援が基本となる福祉施策の充実や、今後の高齢化社会を見据えた介護予防施策の拡充、そして食の問題をはじめとして安全・安心なまちづくりへのニーズが高まりをみせている今日、市民やNPO団体を含めた民間事業者等とも手を携えて、保健・福祉・医療を調和させた事業推進を図ることにより、すべての市民が、障害の有無・年齢・性別・国籍などに関わらず、自立し、共に生き、自己実現ができる「やさしさと健やかさに満ちた市民のまち」をめざしていきたいと考えている。

このためには、何よりもその裏付けとなるわが国経済が低迷状況から脱却することが望まれており、私としても一日も早い景気回復を心より願っている。

第五十九次生活保護基準の改定

平成十五年度の生活保護基準の改定概要は「別紙1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

一 生活扶助基準

生活扶助基準は、従来より、最低生活水準が、国民の消費水準との比較における相対的なものであるという認識から、当該年度に予想される国民の消費動向を踏まえ改定している。

平成十五年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため、〇・九%引き下げることとしたものである（「別紙2」参照）。

二 その他の扶助基準

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並びに指定都市及び中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとなっているが、平成十五年度においてもこの厚生労働大臣が別に定める額について家賃消費者物価の動向を反映し実態に見合った額を設定するとともに、一般世帯との均衡等を確保するため、所要の改定を行った。

(2) その他

出産扶助（居宅分娩）及び生業扶助基準のうち技能修得費については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態を勘案し改定を行った。

三 最低生活保障

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護者世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成十五年度の最低生活保障水準を例示すると「別紙3」のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合

合は、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実

に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十二万三千二百八十円（東京都最低賃金の二十日分相当）の場合で、二万四千八十円が収入から控除される。

実施要領の改正

のについては省略した。

一 被服費等の金額改定

第五十九次生活保護基準の改定とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成十五年四月一日から適用されることとなった。改正の概要は次のとおりである。なお、字句の整理にとどまるも

- (1) 布団類の支給基準限度額を引き下げたこと。（局第六の二の(6)のアの(ア)）

(2) 保護開始時において現に着用

する被服がない者等の平常着等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ウ))

(3) 災害時における布団類、被服類の支給基準限度額を災害救助法による基準に準じて引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ウ))

(4) 出産を控えての新生児のための寝具、産着、おむつ等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ウ))

(5) 入院に際しての寝巻等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ウ))

(6) 常時失禁状態にある患者等のおむつ等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ウ)及び(キ)並びに課第四の(四十二))

〔解説〕

被服費等の支給基準限度額については、最近における消費者物価の動向等を反映し、所要の改定を行った。

二 家具什器費の特別基準

家具什器費の特別基準額について、

四万二千円から四万一千円に引き下げたこと。(局第六の二の(7))

三 出産扶助の特別基準

(1) 出産扶助の特別基準額について、二万七千円から二四万円に引き上げたこと。(局第六の七の(1)及び(2))

(2) 衛生材料費を必要とする場合の加算できる額について、五百円を五千二百円に引き下げたこと。(告別表第六の三)

四 技能習得費の特別基準

技能習得費の特別基準額について、十万五千円から十万七千円に引き上げたこと。(局第六の八の(2)のウ及び課第四の(四十))

五 家族介護慰労事業に基づき支給される金品の取扱い

家族介護慰労事業に基づき支給される金品を福祉的給付金として取扱い、月額八千円まで収入として認定しないこととした。

〔解説〕

「介護予防・生活支援事業の実施について」(平成十三年五月二十

五日老発第213号厚生労働省老健局長通知)に基づき家族介護慰労事業として支給される金品(年額十万円まで)は、高齢者の介護を行っていることの慰労として支給されるものであるとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とするものである。したがって、その支給の趣旨に鑑み、次第七の三の(3)のケによることとし、月額八千円(年額を十二分した額を持って月額として認定する。)まで収入として認定しないこととした。(別冊問答の新設

医療扶助及び介護扶助の運営

一 医療扶助及び介護扶助の適正運営

景気の低迷の影響などにより被保護人員が増加する中、医療扶助の受給人員も増加傾向にあり(平成十四年十二月現在で約百一万人)、また医療扶助費についても増加(平成十三年で約一兆七百七億円)している等、生活保護制度における医療扶助の重要性が高まっていることから、社会的入院の是正、頻回受診者に対する受診指導の実施及びレセプト点検の徹底など、医療扶助の適正な運営に向けた取組が求められている。また、介護扶助については、制度の定着とともにその受給者数も着実に増加(平成十四年十二月現

二 医療扶助及び介護扶助運営要領等の改正

今般、医療扶助及び介護扶助関係通知の改正が行われたところであるが、その主な改正内容は次のとおりであるので、取扱いに留意願いたい。

① 精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律第三十二条の規定による通院医療費公費負担の申請に要する診断書の作成等に係る費用について、「三千円以内の額」を医療機関の請求に基づき、福祉事務所所払いの医療扶助費として支払って差し支えないこととしたこと。

(医運第8の2の②)

〈解説〉

当該診断書の作成等に必要なる費用については、従来、診療報酬に規定されている結核の診断書料等(二千円)に準じて取り扱う旨の規定がなされていたが、精神保健福祉部長通知により診断書の様式の改正がなされたことから、実勢単価を調査した上で、引き上げを行ったものである。

したがって、この通院医療費公費負担の対象となると考えられる患者については、他法他施策を活用を図る観点から、その申請について必要な指導援助を行われたい。

② 特定施設入所者生活介護及び痴呆対応型共同生活介護の指定基準について、入居に係る利用料が厚生労働大臣が別に定める住宅扶助基準の一・三倍額の範囲内の額

により入居できる額であることとしたこと。(課問24)

〈解説〉

特定施設入所者生活介護及び痴呆対応型共同生活介護については、入居に係る利用料(家賃相当)が、生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第二五八号)別表第三の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助基準の範囲内の額であることが指定

介護機関の指定基準となっており、生活保護法による保護の実施要領について(昭和三十八年四月一日社発第246号厚生省社会局長通知)第六の四の(1)のオによる「限度額に一・三倍を乗じて得た額」は適用しないこととしていたが、特定施設入所者生活介護及び痴呆対応型共同生活介護については、社会的入院患者の受入先としても、その活用が期待されることから、入居に係る利用料が「限度額に一・三倍を乗じて得た額」の範囲で対応可能な場合は指定の対象とすることとしたものである。

ただし、被保護者の入居に際し「限度額に一・三倍を乗じて得た

額」の適用が認められるものは、

通常の家賃、間代等の認定の場合と同様、「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に限ることとしているので留意願いたい。

③ 生活保護制度における小規模生活単位型特別養護老人ホーム等の取扱いを定めたこと。(平成十三年三月三十一日社援保発0331002号保護課長通知)

〈解説〉

今般、特別養護老人ホームについては、在宅の暮らしに近い環境でケアを行う観点から、全室個室化・ユニットケアを特徴とする「小規模生活単位型特別養護老人ホーム」(以下、新型特養という。)が新たに位置づけられ、新型特養の利用については、四人部屋を基本とする従来型の特別養護老人ホーム(以下、従来型特養という。)と比較して、居住環境の向上が図られることから、個室等の提供に伴う費用(居住費)の負担が利用者に求められることとされたところである。

生活保護においては、入所に際して別途居住費の負担が必要とな

ること、現在は居住費の負担が生じない従来型特養が施設数の大半を占めることから、当面の間、被保護者の利用については、施設側が所得等の状況に応じて居住費の徴収を免除する場合など、居住費について保護費で対応しなくても入所可能な施設に限ることとした。

また、新型特養に入所している者が入所中に要保護状態になった場合や被保護者が入所中の従来型特養が新型特養に改築・改修された場合については、原則として転所等の指導を行うこととするが、転所等が行われるまでの間は入所を認め、居住費については、介護扶助により支給することとした。

④ 支援費制度の導入に伴い、介護保険の被保険者以外の者が障害者施策による介護サービスを受給した場合の介護扶助の支給限度額について、介護扶助の支給限度額から支援費制度における支援費額を控除した額としたこと。(平成十三年三月三十一日社援保発0331001号保護課長通知)

〈解説〉

障害者施策と介護扶助との適用

[別紙1] 平成15年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第58次 (14年4月1日)	第59次 (15年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準	円	円	【標準3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(VI区×5/12)を 含めた額を10円単位で 表示
(1) 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	163,970	162,490	
(2) 期末一時扶助費(居宅)	14,340	14,210	
【加算等】			
妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,970	13,840	
老齢加算			
70歳以上			
(居 宅)	18,090	17,930	
(入院・入所)	15,060	14,920	
母子加算			
(居 宅)	23,520	23,310	
(入院・入所)	19,600	19,420	
障害者加算			
障害等級1・2級			
(居 宅)	27,140	26,900	
(入院・入所)	22,580	22,380	
重度障害者加算	14,610	14,480	
重度障害者家族介護料	12,250	12,140	
重度障害者他人介護料	72,200以内	70,730以内	
介護施設入所者加算	10,000以内	9,910以内	
在宅患者加算	13,440	13,320	
放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	43,290	42,910	
負傷又は疾病の状態に該当し なくなった者	21,650	21,460	
児童養育加算			
第1子、第2子	5,000	前年度同額	
第3子以降1人	10,000	〃	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
人工栄養費	12,060	11,950	
入院患者日用品費	23,410以内	23,200以内	
介護施設入所者基本生活費	10,000以内	9,910以内	
入学準備金			
小 学 校	39,500以内	前年度同額	
中 学 校	46,100以内	〃	
2 住宅扶助基準			
(1) 家賃間代等	13,000以内	前年度同額	
(2) 住宅維持費	年額121,000以内	〃	
3 教育扶助基準			
小 学 校	2,150	前年度同額	
中 学 校	4,180	〃	
4 出産扶助基準			
居 宅	193,000以内	204,000以内	
施 設	149,000以内 +入院料	前年度同額	
5 生業扶助基準			
(1) 生 業 費	45,000以内	前年度同額	
(2) 技能修得費	63,000以内	64,000以内	
(3) 就職支度費	31,000以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	189,000以内	前年度同額	大人の基準額
7 勤 勞 控 除			
(1) 基礎控除(上限額)	限度額33,560	限度額33,260	
(2) 特別控除	年額152,600以内	年額151,200以内	
(3) 新規就労控除	10,600	前年度同額	
(4) 未成年者控除	11,700	11,600	
(5) 不安定就労控除	8,000	前年度同額	



[別紙2] 平成15年度生活扶助基準(月額)

標準3人世帯【33歳男・29歳女・4歳子】

級地区分	格差	平成14年度	平成15年度	改定率
1級地-1	100.0	163,970 円	162,490 円	
1級地-2	95.5	156,590	155,190	
2級地-1	91.0	149,200	147,870	
2級地-2	86.5	141,830	140,550	
3級地-1	82.0	134,460	133,240	
3級地-2	77.5	127,080	125,940	

(注) 冬季加算(Ⅵ区×5/12)を含めた額を10円単位で表示。

[別紙3] 最低生活保障水準(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	円 180,490	円 173,190	円 165,870	円 158,550	円 146,240	円 138,940
生活扶助 第1類	162,490	155,190	147,870	140,550	133,240	125,940
第2類	107,100	102,290	97,470	92,640	87,820	83,010
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1 第2類は、冬季加算(Ⅵ区額×5/12)を含む。以下同じ。

2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 夫婦2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	円 224,130	円 214,970	円 205,770	円 196,590	円 182,410	円 173,240
生活扶助 第1類	203,980	194,820	185,620	176,440	167,260	158,090
第2類	143,620	137,170	130,700	124,230	117,770	111,310
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人1人世帯【68歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	円 93,980	円 90,330	円 86,680	円 83,040	円 74,400	円 70,760
生活扶助 第1類	80,980	77,330	73,680	70,040	66,400	62,760
第2類	36,170	34,540	32,910	31,290	29,660	28,030
住宅扶助	44,810	42,790	40,770	38,750	36,740	34,730
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人2人世帯【68歳男、65歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	135,180	129,680	124,170	118,700	108,190	102,690
生活扶助	122,180	116,680	111,170	105,700	100,190	94,690
第1類	72,340	69,080	65,820	62,580	59,320	56,060
第2類	49,840	47,600	45,350	43,120	40,870	38,630
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	204,260	197,120	188,200	181,050	167,170	160,020
生活扶助	158,960	151,820	144,650	137,500	130,350	123,200
第1類	103,570	98,920	94,250	89,590	84,930	80,270
第2類	55,390	52,900	50,400	47,910	45,420	42,930
母子加算	25,150	25,150	23,400	23,400	21,670	21,670
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	192,580	186,910	179,350	173,690	161,140	155,470
生活扶助	126,060	120,390	114,710	109,050	103,370	97,700
第1類	76,220	72,790	69,360	65,930	62,500	59,070
第2類	49,840	47,600	45,350	43,120	40,870	38,630
障害者加算	26,900	26,900	25,020	25,020	23,150	23,150
重度障害加算	14,480	14,480	14,480	14,480	14,480	14,480
重度障害者 家族介護料	12,140	12,140	12,140	12,140	12,140	12,140
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

関係については、介護保険の被保険者に係る介護扶助の場合は介護保険及び介護扶助が障害者施策に優先し、被保険者以外の者に係る介護扶助の場合は障害者施策が介護扶助に優先して適用されることとなっているところである。

支援費制度の導入に際しても、障害者施策と介護扶助の基本的な優先関係については特段の変更は生じないものであり、被保険者以

外の者が障害者施策を受給した場合における介護扶助の支給限度額の上限の設定についても、支給限度額から障害者施策の受給分を控除する方法に変わりはないが、その控除する障害者施策の受給分の算定方法について、従来の障害者施策を一定の単位数に換算する方法から、支援費制度における支援費額そのものを使用する方法に変更したものである。

## 保護施設の整備運営について (保護施設通所事業の改正等)

### 一 保護施設を取り巻く状況

保護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による入院患者や重複障害者等の受け入れ施設としての需要が増大している。

近年、精神障害者等で、入院の必要はないが、退院しても自立した日常生活を送ることができない者が入院している。「社会的入院」が問題とされており、その解消策の一つとして、保護施設の活用により退院を促進させることが求め

られている。

### 二 保護施設通所事業の創設

保護施設の入所者に対して、施設から居宅生活への効率的な自立促進を図りつつ、社会的入院をしている精神障害者等について、病院から保護施設へ、保護施設から居宅へという一連の流れを講ずる必要があるため、従前までの「救護施設通所事業」及び「救護施設退所者等自立援助事業」を組み換え、平成十四年度に保護施設通所

事業を創設したところである。

### 三 保護施設通所事業の概要

保護施設通所事業は、利用者の自立促進を図るため、保護施設退所者を保護施設に通所させて生活指導、生活訓練等又は就労指導、職業訓練等を行う「通所訓練」又は、事業を実施している施設職員が居宅等へ訪問して生活指導等を行う「訪問指導」を一体的に実施するものである。

### 四 保護施設通所事業の一部改正について

#### (1) 利用期間

平成十四年度においては、利用期間は原則六か月とし、期間延長が有効と判断された者に六か月、更に居宅での自立生活が確実となる者に一年間の利用期間の延長を行っていたところであるが、平成十五年より、利用期間を原則一年間とし、居宅において自立した生活を継続するに当たって事業期間の延長が有効である利用者については、更に一年間の利用期間の延長ができるようにし、最大二年

間の利用期間の設定を行い易くした。

利用期間の設定を弾力的にしたところであるが、本事業の趣旨に鑑み、確実性のある訓練計画により、なるべく一年以内に居宅で自立した生活が営めるよう目標設定した上での事業の実施をお願いしたい。

#### (2) 利用定員

事業対象者は十名以上、かつ実施設の定員の五割以内の範囲としていたところであるが、特別な事情がある場合には、下限を五名まで引き下げることができるようにした。

### 五 経過措置について

廃止前の「救護施設通所事業」及び「救護施設退所者等自立生活援助事業」の対象者であり、かつ平成十四年度経過措置の対象者であった者については、要綱中の事業対象者の選定の規定に関わらず、平成十五年保護施設通所事業を利用することが可能である。

## 特集Ⅱ

# 平成十五年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局保護課生活保護監査指導室

### 生活保護指導監査方針

平成十五年度の生活保護法施行事務監査については、本年三月四日及び三月六日に開催された社会・援護局主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその概要を示すとともに、「生活保護法施行事務監査の実施について」の一部改正について（平成十四年三月二十九日付社援発第329013号厚生労働省社会・援護局長通知、「指定医療機関に対する指導及び検査について」（平成十二年十月二十五日付社援第2394号厚生省社会・援護局長通知）及び「介護機関に対する指導及び検査について」（平成十三年三月三十日付社援発第588号厚生労働省社会・援護局長通知）をもって具体的な取扱を示したところであるが、その内容は以下のとおりである。

なお、生活保護法施行事務監査については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成十一年法律第八十七号）により法定受託事務と位置づけられており、これらの通知については地方自治法第二百四十五条の九に定める処理基準として、既に地方分権推進委員会において承認を受けているものである。

#### 一、平成十五年度における生活保護法施行事務監査について

##### 一 指導監査にあたっての基本方針

現在の保護動向を踏まえると、生活保護の適切な運営を確保するうえで、施行事務監査の果たす役

割は、極めて重要となっている。

近年の急激な保護の増加傾向が続く中で、適切な保護の決定実施が的確に行われるためには、各福祉事務所における実施体制の確保は重要である。一部自治体においては厳しい財政状況等から、必要な現業員の確保、現業経験のある査察指導員の配置が困難な状況となっている。

その結果、保護の要件の確認、生活実態の把握等、適切な保護の決定実施のうえで基本的な業務処理が確保されない事態が生じてきている。

こうした事態の改善のため、都道府県・指定都市本庁の事務監査においては、形式的な監査にとどまることなく、あらためて管内の保護動向分析や、その背景となる地域の経済的、社会的要因の分析あるいは他法他施策の整備状況の

把握を的確に行うとともに、運営状況等に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言、指導を行うようお願いしたい。

特に福祉事務所長等の実施機関の幹部職員に対しては、保護動向の分析や本庁が行った事務監査を通じて明らかになった課題を踏まえ、的確な運営方針の策定や実施体制の確保について意識の醸成を図るとともに、査察指導員に対しては、的確なケース審査と進行管理を厳格に行うことが保護の適切な運営の確保につながることを再確認させるなど査察指導機能の重要性について十分認識させ、福祉事務所におけるそれぞれの者の責任及び役割に応じた具体的取り組みについての指導等により、福祉事務所としての組織的運営が図ら

れるようお願いしたい。

また、個別の被保護世帯等に対する指導援助にあつては、近年の社会情勢を反映して複雑多様な問題を有している世帯が増加していることを踏まえ、訪問活動や面接相談を通じて懇切丁寧な対応により、その世帯の抱える生活上の問題点を十分明らかにするとともに、各種保健福祉サービス実施機関等との有機的連携体制を構築し、きめの細かい援助が行われるよう指導されたい。

指導監査はこのような現状を踏まえつつ、以下の事項に留意の上、その実施に当たること。

## 二 福祉事務所の指導監査における重点事項

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「別紙」生活保護法施行事務監査の実施について（平成十二年十月二十五日社援発第2393号厚生省社会・援護局長通知）に基づき行っているところであるが、平成十五年度における重点事項は次のとおりである。

### (1) 保護の適正実施の推進 ア 保護の相談時における助言指導

面接相談に当たつては、制度の趣旨が正しく理解されるよう説明するとともに相談内容に応じた懇切丁寧な説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

### イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福

祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

### ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

#### (ア) 資産及び収入の把握

収入、資産等の関係先調査は、

従前より重点事項として指導をお願いしてきたところであるが、今般、会計検査院による平成十三年度決算検査報告では、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告により十都道県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、四十ケースで一億三千三百万円の不当支出の指摘を受けたところである。また、総務庁の平成八年の生活保護に関する勧告の改善状況を調査した行政監察改善措置状況調査では、①扶養能力、収入、預貯金等に関する各種調査の的確な実施、②生活保護法第六十三条や法第七十八条の厳正な適用等について改善を行うよう指摘を受けたところである。

ついては、就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出するよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査等を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

特に、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。①

① 所有を容認し、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

② 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査が適切に行われるよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底

扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、世帯から

転出した子や生別母子世帯の前夫に対する調査を重点的に行うよう指導するとともに、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市区町村に居住する場合には、

実地に調査するよう指導すること。  
また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立及び訪問調査活動等の推進  
処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分のため、処遇方針が形式的、画一的となりケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないものが見られる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で樹立するとともに、自立助長選定ケースや処遇困難ケース等については、ケース

診断会議での検討等、組織的な対応を進めるよう指導すること。  
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなるよう指導すること。

訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位に付け、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等から生活状況等を聴取するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。  
(エ) 稼働年齢層の者に対する

### 指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。保護の実施機関は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対しては毎月収入申告書を徴取し、また、就労していない者に対しては毎月求職活動状況申告書を徴取し、就労・求職状況管理台帳を作成の上、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。  
また、稼働している場合であつ

ても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状況に応じ転職指導を行う等積極的な増収指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら就労指導に従わない者に対しては、法第二十七条に基づく文書指示を行うよう指導すること。

(オ) 不正受給防止対策の徹底  
平成十三年度において不正受給として措置したものは、七千六百三件、約四十六億円と増加している。不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分等の事由により生じた事例も少なくない。

については、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による

内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税調査を実施し、調査結果と収入申告の内容との照合を行うとともに、その後の処理状況を適切に把握するよう指導すること。さらに、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査（原則として五年）、預貯金等の関係先調査の実施を行う等、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

(2) 要援護世帯に対する指導

援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が被保護世帯の八割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

ついては、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニ

ーズに応じ、次のような各種保健福祉施策等の活用を図るよう指導すること。

ア 高齢者等がいる世帯について、介護保険制度等による介護サービス

イ 傷病、障害者世帯について、居宅介護サービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用

(3) 医療扶助の適正運営の確保  
ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。

このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全

ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を指導すること。

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な処遇方針を定め、被保護者に対する指導援助が適切に行われるよう指導すること。

オ 入院日数が百八十日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付については、受入先の確保のための被保護者に対する指導援助及び給付に係る事務手続きが適切に行われるよう指導すること。

(4) 介護扶助の適正運営の確保  
介護扶助の内容について十分に理解し、保護の決定及び実施に支障が生じることなく、適切に運営されるよう指導すること。

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用

を図るとともに利用の手続きについても適切な指導を行うこと。

(5) 組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者配置し、要保護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年の人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図る

ことは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加等を指導する等、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあつては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

#### イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となつて

組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等して、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となつて、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

#### ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分發揮されて、いない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケースが生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなる。

については、本庁において「査察指導台帳」の作成等を盛り込んだ査察指導員業務マニュアルを策定

する等して、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要するケースについては随時必要な指示ができるような体制の確立について指導すること。

#### 三 都道府県指定都市本庁の指導

##### 監査の効果的な実施について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令及び取扱指針等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施にあつては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

#### (1) 組織的運営体制の整備

ア 本庁の指導監査担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の体制強化は緊急の課題となっている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所



や多くの問題を抱える福祉事務所  
所に対しては、幹部職員が自ら  
率先してその指導監査に当たる  
こと。

(2) 福祉事務所の課題に応じた  
的確な指導監査の実施

本庁においては指導監査の実施

要綱を定めるとともに、各福祉事  
務所の過去の監査結果、是正改善  
状況、保護動向等を踏まえて指導  
監査の実施計画を策定すること。こ  
のため各福祉事務所毎の「指導台  
帳」を整備すること。また、指導  
監査の実施に当たっては、単に個  
別ケースの取扱の適否のみでなく、  
福祉事務所の抱える問題点に応じ  
て、組織的運営体制に関わる事項  
本庁の示した標準的基準の実施状  
況等制度運営の全般的な状況にわ  
たり、必要な確認と指導を行うこと  
により指導監査の実効を期すること。

(3) 指導監査結果に基づいた  
是正改善指示

指導監査の結果判明した問題点  
の解決のためには、関係職員全て  
が福祉事務所の抱える問題点や現  
状を十分認識し、事務処理の円滑  
化のための体制づくり、実施体制

の整備等問題解決に向けて組織を  
あげての取組を行う必要がある。

については、監査結果の問題点等  
については、福祉事務所職員との  
研究協議の場を設ける等共通の問  
題意識を持つとともに、理解を深  
めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導  
監査結果の是正改善の指示は、個  
別ケースの指摘のみに止まらず、  
問題発生を要因を明らかにし具体  
的な改善方策を指示することによ  
り、その実効を期すること。また、  
改善措置の進捗状況について確認  
監査や巡回指導等により把握し、  
継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対し  
ては、生活保護運営上の問題の所  
在を十分認識させるとともに、問  
題の所在によっては市の理事者に  
対しても十分な説明を行い、効率  
的に組織的な改善を図れるよう指  
導の徹底を図ること。

(4) 小規模福祉事務所に対する  
指導上の配慮

被保護世帯数が二百世帯以下の  
いわゆる小規模福祉事務所が全国  
の福祉事務所の約四割を占める状

況にあり、これら福祉事務所にお  
いては、毎年的人事異動により大  
半が経験の浅い職員となることに  
加え、事務処理が現業員任せにな  
る等、生活保護制度の運営に何ら  
かの問題を生じかねない現状にあ  
る。

については、個々の職員の職務能  
力の向上に加え、組織的な業務運  
営を確保するための具体的な方策  
について指導するとともに、本庁  
による実務中心の研修会の開催や  
巡回指導を行う等、適切な指導を  
行うこと。

四 国が実施する指導監査に  
ついて

各福祉事務所並びに都道府県市  
本庁に対する国が実施する指導監  
査については、前記二及び三で述  
べた点を重点として行うこととし  
ているので、ご留意願いたい。

五 不祥事の発生防止について

近時、福祉事務所職員が保護費  
を着服する不祥事が発生している  
が、このようなことは、生活保護  
制度そのものや福祉事務所に対す

る信用を著しく失墜させるもので  
あり、あってはならないことであ  
る。

については、保護費の支出及び費  
用の返還・徴収等の内部相互率制  
機能が十分発揮されるよう、組織  
機構上の審査体制の確立をはじめ  
とし、現業部門と出納部門の明確  
な区分、経理事務の自主的内部点  
検の実施等について、管内福祉事  
務所に対する研修、指導監査等  
を通じての必要な指導の徹底等によ  
り、不祥事発生未然防止に万全  
を期されたい。

二、指定医療機関に対する指導  
及び検査について

指定医療機関に対する個別指導  
及び検査に当たっては、知事決定  
や管内福祉事務所に対する指導監  
査等を通じて把握した医療扶助運  
営上の問題点、指定医療機関ごと  
の医療給付等の傾向等を踏まえ実  
施すること。

なお、近年、指定医療機関によ  
る診療報酬の不正請求等が発生し  
ているので、不正又は不当な診療

報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

三、指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護期間に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ実施すること。

〔別紙〕生活保護法施行事務監査事項

主眼事項	着眼点
1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言指導及び調査の徹底	1 面接相談時における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。 (5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。 (6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。

(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。

2 保護開始時における調査の徹底  
 (1) 資産等の把握状況

ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、筆証資料等に基づき十分審査されているか。

また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。

(2) 病状把握の状況  
 病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。

(3) 介護保険利用の把握状況  
 要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。

(4) 扶養義務履行の指導状況  
 ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。  
 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。

イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。  
 ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。

エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。

	<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p> <p>ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握</p>
<p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徹取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徹取されているか。その際、給与証明書等筆証資料は添付されているか。</p>	<p>か。</p> <p>オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点で併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p>

	<p>イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進</p>
<p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徹取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徹取されているか。その際、給与証明書等筆証資料は添付されているか。</p>	<p>イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進</p> <p>1 処遇方針の設定</p> <p>(1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービス等の活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行われているか。</p> <p>(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>2 訪問格付の設定</p>

(3) 稼働年齢  
層の者のい

- (1) 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。  
また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。
- (2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。  
また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
- 3 訪問調査活動の状況
- (1) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。  
特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
- (2) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。  
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。
- (3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。
- (4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。  
また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。
- (5) 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動が行われていないケースはないか。
- (6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。  
また、早期にケース記録に明確に記載され、その都度決裁されているか。
- 1 就労阻害要因の把握
- (1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習

(4) 不正受給  
防止対策等  
の推進

るケースに  
対する指導  
援助の推進

- 慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。
- (2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。  
また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。
- (3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。
- 2 自立助長の指導状況
- (1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。
- (2) 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。
- (3) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。  
また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。
- (4) 自立援助のための各種貸付制度等他施策の活用についての指導が適切に行われているか。
- (5) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。  
また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
- (6) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。  
また、転職を含む増収指導が行われているか。
- 3 自立助長ケースの選定
- 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。
- 1 収入申告内容の確認等の状況
- (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。  
また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

- るか。
- (2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。  
また、その後の処理状況が適切に把握されているか。  
(3) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。
- 2 不正受給ケースに対する措置
- 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。
- 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策
- (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。  
(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。
- 1 個別具体的な指導援助の充実
- (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況
- ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。
- イ 高齢者等がある世帯について介護保険制度等による介護サービスの活用が図られているか。  
ウ 傷病・障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。  
エ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。  
オ 高齢者、障害者等がある世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。  
カ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。
- (2) 母子世帯に対する指導援助の状況

3 医療扶助の適正運営の確保

- ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。  
イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。  
ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。
- (3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況
- ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。
- イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。  
また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。
- 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
- (1) 被保護者の病状はレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。
- (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。  
特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。
- (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
- (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
- 2 レセプトの点検、活用状況
- (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。  
また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。
- (2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全

- てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
- (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。
- (4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。
- 3 移送給付等の状況
- (1) 移送給付
- ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。
- また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。
- イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。
- なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。
- ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。
- (2) 入院患者日用品費等給付
- 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- (3) 施術、治療材料給付
- あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。
- 4 嘱託医等の配置及び活動状況
- (1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。
- (2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
- (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。
- 5 本庁への技術的助言の要請状況
- 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
- 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるも

#### 4 介護扶助の適正運営の確保

- のであるか否かについて確認がされているか。
- (2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」といふ）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。
- 特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認がされているか。
- ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。
- イ 精神科の通院について、精神保健福祉法第32条の適用について検討が行われているか。
- 7 頻回受診者に対する適正受診指導状況
- (1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。
- (2) 頻回受診の判断及び指導は適切に行われているか。
- 8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況
- (1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。
- (2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。
- (3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。
- 1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況
- (1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。
- (2) 要介護認定が行われた場合は、要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。
- (3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。
- 2 介護給付費の点検等
- 介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。
- 3 福祉用具及び住宅改修の給付状況

	<p>5 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>
<p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>	<p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。 (2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。 4 介護施設入所者基本生活費等給付 介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。 5 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p>
	<p>6 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>
<p>2 運営の方針及び事業計画の状況 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p>	<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。 ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。 エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。 (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p>

(2) 査察指導  
機能の充実

- か。
- (2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。
- また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。
- 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況
- (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。
- (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。
- (3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。
- (4) 経理事務処理の点検が実施されているか。
- 4 ケース診断会議の活用状況
- (1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。
- また、所長等幹部職員が参画しているか。
- (2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。
- また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。
- 1 現業活動の掌握体制の確保
- 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。
- 2 訪問の進行管理等
- (1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。

(3) 実施体制  
の確保

- また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。
- (2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。
- 3 ケース審査及び助言、指導
- (1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。
- 特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。
- (2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。
- (3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。
- 4 処遇困難ケースへの対応
- (1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。
- (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。
- (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。
- (1) 職員の配置状況
- 1 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。
- (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。
- (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。
- ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。
- (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。



<p>7 福祉事務所 所の実情に 応じた重点 的な指導の 徹底</p>	
<p>(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。 (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況 (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。 (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。 (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p>	<p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複數面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。 3 経理事務の処理状況 (1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。 (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。 (3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。 一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が拳証資料等により明確にされているか。 (4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。 また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況 (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。 (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p>

<p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>	<p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。 また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況 (1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。 (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態(病状、稼働状況等)は、的確に把握されているか。 (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。 また、受給要件は常時見直されているか。 (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。 (5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。 なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。 (6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。 3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況 (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。 なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。 (2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。 (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p>

## 保護施設に係る指導監査方針

保護施設が健全で安定した運営のもとに、その設置目的に沿った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割は極めて重要である。

については、平成十五年度の保護施設の指導監査に当たっては、別紙「保護施設指導監査要綱」に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされたい。

### 一 指導監査体制等の充実について

指導監査に当たっては、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、適正な施設運営が確保されるよう計画的な指導監査を実施すること。

### 二 保護施設等に対する指導監査の実施について

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、①適切な処遇が確保されているかどうか、②入所者個々の人権に配慮した運営がなされているかどうか、③入所者からの苦情処理に適切に対応しているかどうかに重点をおいた指導監査を実施するとともに、入所者の自立、自活等への援助に向けた取り組みが一層図られるよう指導すること。

### (2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の処遇については、適切な給与水準の確保や労働時間の短縮等労働条件の改善を図るとともに、研修等職員の資質向上及び福利厚生等の士気高揚策の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化を指導すること。

### (3) 施設の適正な運営管理体制の確立

入所者処遇を図るための必要な職員の確保の他、社会福祉施設に

おける運営費関係通知等に基づく適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立並びに入所者及び職員的安全対策、消防法令等に基づく防災対策の充実強化等について指導すること。

### 【生活保護法

#### 保護施設指導監査要綱】

### 一 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第四十四条第一項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによつて、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

### 二 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取

により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

### ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年一回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を二年に一回として差し支えないこと。この場合、実地監査を行わない年には、書面監査を実施すること。

### イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったこととを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の

是正改善がみられないとき

(二) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施する

ことが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査吏員

エ 準備すべき書類等

三 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を付して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認するこ

と。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第四十五条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ず

と。

四 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

〔別紙〕保護施設指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者処遇の確保 1. 入所者処遇の充実	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。 (1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。 エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。 (2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。 ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。 イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。 (3) 適切な給食を提供するよう努めているか。

- ア 必要な栄養所要量が確保されているか。
- イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。
- ウ 検査は、適切な時間になされているか。（原則として食事前となっているか）また、各職種職員の交替により実施されているか。
- エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。
- オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。（安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか）
- カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。（特に夕食時間は早くても17時以降となっているか）
- キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。
- ク 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。
- ケ 食器類の衛生管理に努めているか。
- コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。
- (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。
- ア 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。
- イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。
- ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。
- エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数等の配慮が行われているか。
- (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。
- ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ

- 等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。
- また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。
- イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。
- また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。
- ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、排便等が適切に行われているか。
- エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。
- オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。
- (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。
- ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。
- イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっているか。
- ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。
- エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。
- (7) 医学的管理は、適切に行われているか。
- ア 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。
- イ 施設の種類別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。
- ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。
- エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。
- (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。
- 家族との連携に積極的に努めているか。

2. 入所者の生活環境等の確保

- また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。
- ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。
- また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。
- さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。
- イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。
- 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。
- (II) 実施機関との連携が図られているか。
- ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか。
- イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。
- 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。
- ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。
- また、障害に応じた配慮がなされているか。
- イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。
- ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。
- エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。
- オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。
- カ 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。
- キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。

3. 自立、自活等への支援援助

- ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。
- 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。
- 救護・更生施設関係
- (1) 自立、自活等への援助が行われているか。
- ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。
- イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。
- ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。
- エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。
- オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。
- カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。
- (2) 授産施設関係
- ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。
- イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。
- ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。
- エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。
- オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。
- カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。
- キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。

## 第2 社会福祉施設運営

の適正実施の確保

### 1 施設の運営管理体制の確立

- ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。
  - ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。
  - コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。
  - サ 工賃の支払いは適正に行われているか。
  - シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。
- 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。
- (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。
  - (2) 必要な諸規程は、整備されているか。  
管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
  - (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
  - (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。
  - ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
  - イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。
  - ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。
  - エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。  
また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
  - (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。
  - ア 施設長に適任者が配置されているか。
  - イ 施設長の資格要件は満たされているか。
  - イ 施設長は専任者が確保されているか。
- 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。

## 2 必要な職員の確保と

- (7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。
  - (8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
  - (9) 施設設備は、適正に整備されているか。  
また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
  - (10) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
  - ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
  - イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
  - ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。
  - エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。
  - また、取り崩し等について(市)への協議は適正に行われているか。
  - (11) 高額繰越金を有している場合、入所者処遇等に必要の改善を要するところはないか。  
高額繰越金を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。
  - (12) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
  - (13) その他の施設運営に関する事項
  - ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。  
また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。
  - イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。
  - ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。
  - エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。
- 優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生等の充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。

<p>職員処遇の充実</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保</p>	<p>いるか。</p> <p>(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。</p> <p>(2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。</p> <p>(3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。</p> <p>また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>
<p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善</p>	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 週40時間の労働時間が守られているか。</p> <p>ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>(2) 夜勤、宿日直関係</p> <p>ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。</p> <p>また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p> <p>(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p>
<p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p>(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。</p> <p>イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。</p> <p>ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。</p> <p>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。</p>
<p>(4) 職員研修等資質向上</p>	

<p>対策の推進</p> <p>(5) 福利厚生等の士気高揚策の充実</p> <p>(6) 職員の確保及び定着化</p>	<p>また、参加者の偏りがいないか。</p> <p>イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。</p> <p>ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。</p> <p>エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。</p> <p>福利厚生等の充実に努めているか。</p> <p>ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。</p> <p>イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。</p> <p>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。</p> <p>イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。</p> <p>ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用を努めているか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。</p> <p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	

## 透明な存在

「透明な存在」。何年か前の少年殺傷事件の犯行声明で使われたこの言葉は、当時、社会の関心を集めた。専門家によれば、この言葉に共感を持った子供たちが少なからずいたらしい。「いい子」であることを親や近所の人たち等から求められる中で、「いい子」であり続けようとする自分が本当の自分ではない。「透明な存在」だと考えている。何が「いい子」で、何が「いい子」でないのか。この判断基準は、親や近所の人たち等の社会の側にあり、「いい子」であり続けるという事は、単に、社会常識から逸脱しないことを求めているに過ぎないように思われる。

社会が自分に求めるものと、自分がこうありたいと望むものとの大きなギャップを子供たちが感じている、その象徴として「透明な存在」という言葉は捉えられた。考えてみれば、役人はこうあるべきとか、男らしくあるべきとか、社会は様々な役割や期待を「押しつけてくる」。逆に、自分も家族等に、こうあるべきと押しつけていることも少なくないだろう。夫婦喧嘩の時に、日頃、無意識に押しつけている役割分担に、思わぬ反論をされ、ドキッとすることはないだろうか。

世の中には、社会からの期待や社会が求める役割から、著しく逸脱した行動をとる人がいる。何故、こうした行動をとるのだろうか。人間は一人では生きられないのは自明のことであり、社会のなかでちゃんと生きていきたいと誰もが思っている。しかし、社会が求める期待や役割分担に何かの理由で応えられなくなってしまうと、こうした期待が嫌になり、反発してしまう。社会からの期待に応えられないからダメと単純に考えるのではなく前に進まない。何故、そうやってしまったのかを考えることが、前進のための第一歩かと思う。

私の勤務する特養ホームの利用者平均年齢は八十五歳である。人生、いまや八十年、九十年の時代になった。私も、すでに還暦を過ぎている。明治・大正時代なら、私も老後に入るのだろうが、生活スタイルが変わった現在では、平均寿命が劇的に延び、健康で若々しい六十代、七十代が多数である。

一般的なことはともかく、自分の寿命の物差しは両親と思っている。父は、五十二歳で脳梗塞を発症し、最後の二、三年はベッドでの生活となり、七十六歳で生涯を終えた。母は、現在八十六歳、世の中の同年と比べて、すべての面で若々しく元気である。ただ、日本一と豪語していた料理に、腕を振るうことが少なくなり、また、

# 水脈

## 私の寿命

耳が遠くなったせいか話の輪にも入ってこなくなってきた。自分の健康状態であるが、父の血筋から、脳梗塞を心配していたが、いまだ、徴候は微塵にも現れていない。日々、規則正しい日課を過ごし、趣味への取り組みも、庭木の剪定、ゴルフ、水彩画など自由時間を有効に使い、ストレス解消に満足すべき成果を挙げている。心身とも活力に満ちている。

妻は常々、私を評して、物の考え方、動作および体形が、母に生き写しと言っている。これら、もろもろを加味して、私は母方の血筋を受け継いでおり、母の寿命が自分の寿命であり、長寿なのだと思手に決めている。

母は、まだまだ元気であろうが、私が、今の母の年齢までと考えても、まだ四半世紀あることとなる。人の寿命は決まっているようなので、元気な状態が続くほど寝たきりになる時間が少なくなるはずである。

私が健康で過ごせる持ち時間は、まだ十分ある。

(憲)



## 兼務の保健師さん

茨城県内の地方福祉事務所には、保健所の保健師さんが兼務として定期的に勤務している。

保健・医療・福祉の連携が叫ばれて久しいが、茨城県では、平成十一年四月から福祉部と衛生部が統合し、保健福祉部となった。

第一線機関である保健所と福祉事務所は、県によっては保健福祉事務所として統合されているが、当県では独立して存在する。このため、出先機関においても保健・福祉の連携を推進するため、地域福祉主査と地域保健推進室長が兼務関係にあるほか、保健師も一名兼務として連携を図っている。

私の勤務する福祉事務所では、事務所間の管轄が異なるため、二つの保健所から保健師さんがそれぞれ月二〜三回訪れている。保健師さんが具体的にどのようなかたちで連携を図るかは、各事務所の事情により異なる。

当事務所では、まず、市町村を

集めた各種会議に出席し、情報の共有を図るほか、必要に応じてアドバイスをいただく。また、管内の保育所(園)長会議に出席する

ほか、研修の講師も務めていただいている。さらに、保育所の指導・監査に同行し、衛生面や健康管理、児童虐待の発見、早期対応などに力を注いでもらっている。知的障害者の訪問指導にも支援いただ

いたほか、生活保護世帯では、主に精神障害者家庭の訪問指導に保健師さんの知識・経験を活かしてもらっている。さらに、保護家庭の衛生管理にも指導いただいている。

従来、福祉事務所にはなかったスタッフの加入で、より、厚みのある福祉行政が推進できると思っている。

これからも、保健師さんを含めた福祉スタッフが福祉ニーズにどう応えてゆくか、新たな方策も模索していきたい。

(和)

## 絆を断ち切られる季節

家族という小さな「核」にはさまざまなドラマがある。施設には

その形を上手に維持できないで、別れて暮らさなければならぬ人々がたくさんいる。

Mさん。小学校六年生の時に施設に預けた息子が高校生になった。夫との生活がうまくいかなかった。

そのMさんがどうしようもない状態にあった時、S福祉事務所のO婦人相談員と出会った。

以来、MさんにとってO婦人相談員は大きな心の支えとなっていた。自分が生活の中で頑張った時、涙を流しながらO婦人相談員に報告した。O婦人相談員も我が事のように喜んでくださった。Mさんの自立までその関係は続いた。Kさん、二十三歳。「施設はいやだ。早く出たい」。自立には多々不

安があった。O福祉事務所のDケースワーカーが担当になり毎日のように訪問。きめ細かなケアが続き、医療、ボランティアの関わりまで調整してくださった。

Hさん。自立をしたが飲酒におぼれ氣力を失い、入院寸前にまで追い込まれた。同じくDケースワーカーが担当になった。DケースワーカーはHさんが施設を愛し、施設の中で心豊かに生活をしてきた姿を知っていた。Kさん、Hさんには、自立への自由と引きかえに、「一人暮らし」の孤独があった。Dケースワーカーはその寂しさを翼を広げて包み込んでくださった。四月、「転勤」により、二人のペテランスタッフが担当を去って行かれた。役割をこえて「人」に支えられた。「転勤命令」は仕方がない。しかし、人事異動という職務命令の陰にこれらのドラマがあり、家族にも勝る関わりがあることを知り、受けとめられているのか疑問である。長年の心の絆が断ち切られ寂しくいやな時期である。

(横)

水脈執筆者 (順不同)

厚生労働省社会・援護局  
保護課長

おかだ たいぞう  
岡田 太造

社会福祉法人同愛記念病院財団  
同愛記念ホーム施設長

たけうち かずまさ  
竹内 憲正

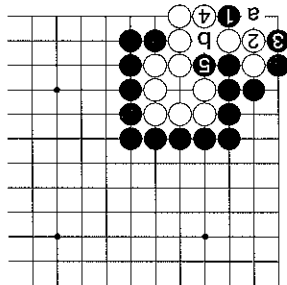
茨城県大宮地方福祉事務所  
所長

あいざわ かずお  
会沢 和男

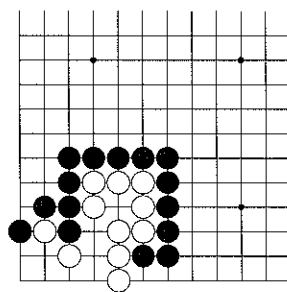
社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家  
いずみ寮施設長

よこた ちよこ  
横田 千代子

●詰碁●  
この碁盤は、先手(白)が後手(黒)に負けた。碁盤の右側に、先手(白)の駒が、後手(黒)の駒に取られて、碁盤の左側に残っている。碁盤の右側に、後手(黒)の駒が、先手(白)の駒に取られて、碁盤の左側に残っている。碁盤の右側に、先手(白)の駒が、後手(黒)の駒に取られて、碁盤の左側に残っている。碁盤の右側に、後手(黒)の駒が、先手(白)の駒に取られて、碁盤の左側に残っている。



●最勝碁盤●



黒番 急所を突いてから欠け眼にする好手順あり。5分で初段。  
(出題・日本棋院)



◎母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について  
(平成15年3月19日) 厚生労働省告示  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/04/tp0411-1.html>

◎平成14年版働く女性の実情  
(2003年4月16日) 厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0328-3a.html>

◎平成15年5月1日から雇用保険の新制度がスタート!  
(平成15年4月25日) 厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/04/tp0425-1.html>

◎一般職業紹介状況  
(平成15年3月分及び平成14年度分) について (平成15年4月25日) 厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/ippan/2003/03/index.html>

◎高齢者活動促進システム確立事業の平成13年度活動事例集について  
(平成15年4月9日) 農林水産省  
[http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20030409press\\_3.html](http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20030409press_3.html)

本誌編集に関するご意見・ご感想をお寄せください(FAX番号 03-3581-9513 または、下記E-mailアドレスまで)。

生活と福祉 (5月号) 第566号

定価 405円 [本体386円]

平成15年5月1日発行

編集人 山田 秀 昭

発行人 松尾 武 昌

発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関

3丁目3番2号 新霞が関ビル

電話 03 (3581) 9511

FAX 03 (3581) 4666

E-mail: lifeandwelfare@shakyo.or.jp

印刷所 共同印刷株式会社

◆編集後記◆

◆4月号より、前任者からバトンタッチをしました。『生活と福祉』は今から10年前に担当していた業務でした。本誌への復帰ということになります。今後ともよろしくお願いします。

◆さて、私と福祉事務所の関わりは、遡ること40有余年前。当時、怪我をして指を全損した私のために父が身体障害者手帳の申請をしたのが始まりでした。年を経て学生時代の社会福祉実習で、故郷の福祉事務所に実習先をお願いしました。そこで実習担当として対応して下さったのが、かつて私の身体障害者手帳の交付を担当された青田さんというベテラン査察指導員。青田さんからその話を伺ったときは、世の中ってのは狭いものだな…、と巡り合わせの妙に感心したことを覚えています。

◆5月は蕪風の季節。子どもの頃、田植えを終えた早苗の田圃を吹き抜ける風が爽やかだったことを思い出します。でも、ここ霞が関ではちょっと無理かな?とパソコンの前で考えていたら、古今集の在原業平の和歌を思い出してしまいました。

さつきまつ 花桶の香をかげば  
昔の人の袖の香ぞする

(藤岡)

要介護認定調査項目変更に伴う新様式に改訂!

# 新・居宅サービス計画ガイドライン

## 在宅高齢者の介護サービス計画の作り方

- 在宅ケアプラン作成方法検討委員会 編
- A4判/260頁 ●定価 本体1,700円(税別) ●2003年5月発行

《委員会構成団体(5団体)》全国老人福祉施設協議会・日本社会福祉士会・全国在宅介護支援センター協議会・全社協域福祉推進委員会・全国ホームヘルパー協議会

### I 居宅サービス計画の位置づけと居宅サービスガイドライン

1. 居宅サービス計画の位置づけと計画作成の手法
2. 「新・居宅サービス計画ガイドライン」の特徴  
要介護者等の生活像を捉える/介護保険に対応する/在宅対応の計画作成用紙であり、施設サービス計画とも連続性を持つ/主訴をもとに生活での困りごとを明らかにしていく/エンパワメントを導き出す視点の導入

### II ケアマネジメントの目的と居宅サービス計画

1. ケアマネジメントの目的  
要介護者等の「生活全体」の支援/要介護者等の「自立」「QOLの向上」の支援/要介護者等の「コミュニティ・ケア」の支援
2. ニーズ把握の考え方  
生活ニーズの捉え方/生活ニーズを捉える観点/生活ニーズから居宅サービス計画作成
3. 「居宅サービス」計画の必要性  
要介護者等のサイドから/サービス事業者のサイドから

### III 介護保険制度下のケアマネジメントと介護支援専門員の機能

介護保険制度下でのケアマネジメントの対象者・対象サービス/介護保険給付とケアマネジメント/ケアマネジメントの機能

### IV 居宅サービス計画ガイドラインを活用したケアマネジメントの過程

エントリー/アセスメント/アセスメントから計画作成へ/居宅サービス計画の作成/計画の実施・モニタリング/居宅サービス計画と保険給付限度額

### V 「居宅サービス計画ガイドライン」様式の使い方

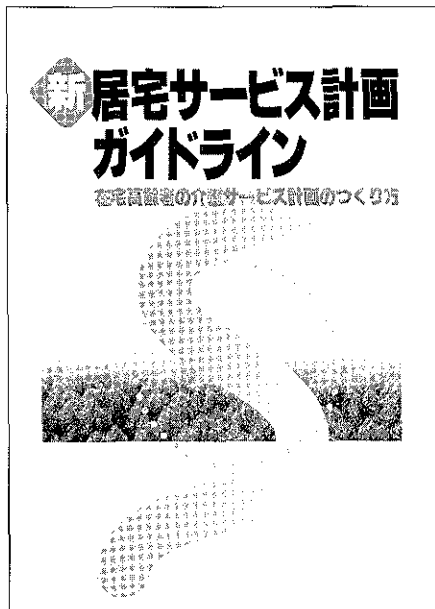
アセスメント用紙への記入の方法/要介護認定調査項目の記入方法/「居宅サービス計画書」への記入/「居宅サービス計画ガイドライン」様式の使い方のまとめ

### VI 参考資料

1. 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
2. 主治医意見書

### VII 事例

### VIII 「居宅サービス計画ガイドライン」アセスメント・居宅サービス計画書等様式



- ◆これまで多くの居宅介護支援事業者で愛用されてきた「居宅サービス計画ガイドライン」を、要介護認定調査項目と制度の変更に伴って改訂。
- ◆介護支援専門員等現場関係者の意見を反映しつつ、アセスメントツールの内容について、要介護者等の生活状況をいっそう理解しやすくするため一部変更。また、要介護認定方法の変更に伴う修正を図り、現場での有効性と使いやすさに努め、さらに「エンパワメント支援」の考え方を中心に展開するものとなりました。
- ◆制度変更に伴って解説部分もブラッシュアップ。用紙への記入事例も大幅に増やして、わかりやすさをいっそう高めています。

『福祉の本 出版目録』  
ホームページアドレス  
<http://www.fukushinohon.gr.jp>

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●  
社会福祉法人 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-2-2 新霞が関ビル  
全国社会福祉協議会 注文用 FAX.03(3581)4666 TEL.03(3581)9511  
出版部 注文用 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

